

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和3年9月14日

- | | |
|-------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号) |
| 日程第3 | 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市個人情報保護条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第10 | 議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第58号 市道路線の廃止について |
| 日程第13 | 議案第59号 市道路線の認定について |
| 日程第14 | 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書 |
| 日程第15 | 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について |
| 日程第17 | 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について |
| 日程第18 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第48号から議案第59号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第2号につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第60号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第3号及び発議第4号の議員提出議員につきましては、質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月6日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に井神慶久委員、副委員長に奥田富代子委員が選出されました。

次に、本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第60号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第13 議案第59号 市道路線の認定について

○福山議長 日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第13 議案第59号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）の外議案8件

です。

当委員会は、9月8日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）、議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定について、議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正について、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第58号 市道路線の廃止について、議案第59号 市道路線の認定について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第50号は承認、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号の所管部分及び議案第58号は可決、議案第59号は認定しました。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）については、討論の後、賛成者多数で承認しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）では、条例改正が必要となった理由は。について。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）では、法律改正に伴う条例改正は、今後もあるのか。について。

議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、署名と記名押印の違いは。また、署名か記名押印を求める場合と記名だけでいいとする場合の基準は何か。について。

議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、前回、都市計画マスタープランを策定したときの委員報酬はどのように対応したのか。について。

議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定については、委員の任命時期はいつ頃か。また、第1回目の委員会開催時期はいつ頃を予定して

いるのか。策定作業は職員が中心となっていくのか。民間事業者に委託するのか。委員は都市計画審議会委員との兼任もあるのか。について。

議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正については、階級によって引上げ額に差がある理由は。成り手不足が深刻化した場合は、さらに引上げをするのか。年額としている出動手当を実際の出動状況に応じたものにしないのか。について。

議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、財産管理費の用地購入費に関して、購入する用地の場所はどこか。戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員に関する費用に関して、任用期間はいつまでか。また、任用する理由は。土木総務費の工事請負費における桜の植樹について、これまで紀の川の堤防敷に植樹はできなかったと思うが、今回、植樹ができるようになった理由は。また、どれくらいの範囲に植樹するのか。住宅耐震改修事業費補助金について、増額する理由は。について。

議案第58号 市道路線の廃止について及び議案第59号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 皆様、おはようございます。

それでは、厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の外議案3件です。

当委員会は、9月9日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施いたしました。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第48号は承認、議案第55号の所管部分、議案第56号及び議案第57号は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、市立保育所ICTシステム環境整備委託料に関して、システム導入のメリットは。また、導入に当たって現場の意見を参考にしたのか。保健衛生事故調査会委員報酬に関して、委員はどのような方か。新型コロナウイルスワクチン接種委託料に関して、現在の接種率は。また、職域接種に係る費用も含まれているのか。保育所一般備品購入費における外国語翻訳器について、全ての市立保育所に配備するのか。また、何か国語の翻訳ができるのか。体育施設費の工事請負費におけるスケートボード練習場について、使用方法や使用料などの詳細は。について。

議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、及び議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の件、議案第51号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第52号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第53号 岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例の制定の件、議案第54号 岩出市消防団条例の一部改正の件、議案第55号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第56号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）の件、議案第57号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第58号 市道路線の廃止の件、議案第59号 市道路線の認定の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第48号及び議案50号から議案第59号までの議案11件を一括して採決いたします。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第50号は、原案のとおり承認、議案第51号から議案第58号までの議案8件は、原案のとおり可決、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第49号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この議案に関しては、大本にはデジタル庁設置法案が関係するものです。デジタル関連法案について、最大の問題点は、個人情報の保護という観点で欠落していることにより、国民のプライバシー権を侵害する法案内容となっています。衆議院内閣委員会と総務委員会の連合審査では、日本共産党の本村伸子議員が、独立行政法人の住宅金融支援機構から民間の住信SBIネット銀行へ、年収、家族構成、職業、郵便番号など、約118万人分の加工された個人情報が、住宅ローンの審査モデルに本人の同意もなく、個人が特定されかねない情報として提供されていた実態が報告されました。

匿名加工した個人情報の利用、活用案を都道府県や政令市に義務づけるオープンデータ化は、個人情報の保護、プライバシー権において、問題があることが問われています。デジタル庁設置法案の内容は、行政が特定の目的のために集めた個人情報を企業のもうけの種として利用し、成長戦略につなげようとするもので、個人情報の保護を求める住民の願いに応えた自治体独自の取組をも根本から変えてしまう

ものです。

現在、多くの自治体の条例は、オンライン結合による個人情報の提供を原則禁止しつつ、必要な場合には各自治体の審議会などに諮問する規定を設けていますが、データの利活用を求める企業等にとって、活用しやすい仕組みに変えるものとなっています。

デジタル庁は、人員500人のうち100人以上が民間出身者です。特定企業に都合のよいルールづくりなど、官民癒着がさらに広がる危険性すら指摘されています。

デジタル関連法案では、1点目に、国や自治体が事務処理に使う情報システムの共同化、集約、2点目に、マイナンバー制度の情報連携等の拡大、3点目に、個人情報保護法制の一元化、4点目に、強力な権限を持つデジタル庁の設置という4つのツールを使って、データを集積し、利活用を推進しようとしています。中心となるデジタル社会形成基本法案では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、デジタル庁が整備し、統括、管理する全国的なクラウドの仕組みを全省庁だけでなく、全国の自治体に使わせようとしています。

マイナンバーの利用拡大のために、医師、看護師、保育士、税理士などの国家資格の免許、登録などの情報も追加をされ、利便性をアピールしながら、個人情報をさらに集積しようとしています。

情報システム標準化法案でも、情報システムの共同化、集約を促しており、自治体の業務内容、国のシステムに合わせることを目的としており、このことは自治体独自の施策を抑制することになり、地方自治を侵害しかねません。

この議案については、デジタル庁設置において、権限を総務大臣から内閣総理大臣へ移すものです。プライバシー権の保護の視点や企業のもうけに利用される面をはじめ、地方自治を侵害するデジタル庁設置法案に連動した条例改正ですので、反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市個人情報保護条例の一部改正）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所管大臣の変更及び引用条項の号ずれを改正するものであり、改正により条例の趣旨内容が変わるものではありません。必要な改正でありますので、私はこの議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書

○福山議長 日程第14 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託され、継続審査となっていた請願は、請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書です。

当委員会は、9月9日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

討論の後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

井神慶久議員。

- 井神議員 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願の採決に当たり、反対の立場で討論をいたします。

公立那賀病院の現状を聞いたところ、全国的に産科医師の減少が問題視される中、和歌山県立医科大学においても産科医局への新たな入局者が少なく、さらに県内の関連病院以外の民間病院への個人就職などにより、医局員が減少している状況であります。

このような状況下で、和歌山県も介入する中、大学医局としては、県内の全ての関連病院に、安全なお産を提供できる体制のため医師配備が困難との判断で、公立那賀病院や有田市立病院の産科では分娩中止を余儀なくされ、さらに分娩再開に当たっては、県立医科大学から産科医師の安定的な供給がなされた後、助産師を確保するために一定の期間が必要であるため、すぐに実現する可能性は低いとのことであります。

また、産科医師確保の取組については、令和2年12月の和歌山県議会定例会において、岩出市選出の北山慎一議員が一般質問され、和歌山県福祉保健部長から、和歌山県として産科医師確保のために様々な取組を行っており、これを推進し、引き続き地域の公立公的病院へ勤務する産科医師の確保に努めると答弁されております。

よって、ごく近い未来、実現の可能性が低いこと、また既に和歌山県として取り組んでいること、また那賀病院経営事務組合の管理者である紀の川市、岩出市、両市長ともいろいろと取り組んでいただいていることから、時間的猶予が必要であると考えておりますので、今回提出された請願書につきましては、現時点において、採択すべきではないと申し上げ、私の反対討論といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書に賛成の立場で討論を行います。

那賀病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療において重要な役割を果たしています。その中でも産婦人科診療は、子供を安心して出産できる診療科でもあり、岩出市内でお産ができる病院、医院というのがない状況の中、公立那賀病院は市民にとっても大変重要なところではあります。

身近な地域において安心して出産できる産婦人科がないことは、市民、そして市においても大きな損失であると考えます。

岩出市子ども・子育て事業計画の中にある基本目標の1つでもある安心して産み育てることができる環境づくり、この理念を求めるとするならば、県に対し議会から声を上げることは必要だと考えます。

全国的に医師不足について起こっている問題、この認識はございますが、那賀病院での産科休止となり、岩出市としても市長会を通じ、国や県に要望書を提出していると、過去の私の一般質問に対しお答えになっています。

市議会としても後押しするべきだと考えます。地元から声を上げることが、医師確保に向けた取組をさらに前進させる、動かす力になるのではないのでしょうか。

安心して身近な施設で出産したいと願う声に耳を傾け、地元の声を県に上げていくことが、市民が安心して子供を産み育てる環境へとつながっていくと考えます。

よって、この請願に賛同を求め、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○福山議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第15 議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました、議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の西口政雄氏が令和3年9月30日をもって退任されることに伴い、後任の教育委員会委員として明治宏和氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

明治宏和氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第60号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第60号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 これをもって、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第16 発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○福山議長 日程第17 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第4号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について反対の討論を行います。

現在、新型コロナの広がり、全国的に大きく広がり、国民生活はさらに疲弊し、医療崩壊の危機が叫ばれています。国として国民の命と暮らしを守る責任を果たすと同時に、地方自治体への税源確保が求められるものです。

この点においては、意見書の趣旨内容に書かれている地方自治体としても、新型コロナ対策をはじめ経済対策、市民生活を守るための社会保障施策、市民が安全・安心に暮らしていくための施策が地方自治体に求められており、1点目の国の地方一般財源の総額において、経済財政運営と改革の基本方針2021における令和3年度地方財政計画水準を下回らない財源確保を求めている点と、5点目の炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、地方自治体へ地方税や地方譲与税として税源を配分することについては必要なことであり、財源確保を求めて国に意見書を上げることは賛同できます。

しかしながら、2点目の固定資産税に関係した新型コロナウイルス感染症対策として実施された緊急経済対策の特例措置を今年限りで終了を求める点については、新型コロナの広がりが続いている中で、さらなる特例措置の延長こそ求められる必要性があるものと考えます。

3点目の固定資産税における課税標準額における負担調整措置についても、令和3年度限りで終了を求めています。国として必要なものとして自治体に実害がないように負担調整が行われていたものであり、自治体として住民負担が元に戻ることはないよう、行政努力に活かす上でも国の措置制度は必要ではないでしょうか。

4点目に書かれている自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減も令和3年度限りとして、さらなる延長は行わないことを求めています。負担軽減施策の打切りを国に求めることは、国民や市民に新たな負担を担わせることとなります。

この意見書には賛同できる部分もありますが、各種施策の打切りを求め、市民負担につながる内容が含まれておりますので反対といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

- 三栖議員 発議第4号について賛成討論を行います。

コロナ禍による厳しい経済情勢が続く、地方自治体の財政状況は、来年度におい

ても大幅な財源不足が見込まれます。地方自治体は、住民の安全と福祉を守る責務を有しており、財源の大幅減は住民サービスの縮小にもつながりかねません。

地方自治体が、感染症対策、住民の暮らしにおいて必要なサービスが提供できるよう地方財政の充実確保について、国に強く要望する必要があると考えます。

よって、私は本議案に賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月16日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月16日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)